

「三重県若年性認知症施策総合推進事業」業務委託仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「三重県若年性認知症施策総合推進事業」業務委託
- (2) 委託期間 平成31年4月1日から2020年3月31日まで
- (3) 委託先の要件 若年性認知症にかかる国及び県の施策に精通し、本仕様書記載の内容を誠実に履行できる者とする。

2. 本事業の目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

3. 対象事業

- (1) 若年性認知症支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という）の設置
総合的な支援窓口として、コーディネーターを1名以上設置し、若年性の認知症の人や家族の相談に応じ、適切な支援につなげる。（支援の例：若年性認知症者の自立支援に資する生活指導、若年性認知症者の雇用継続・求職活動に対する支援、介護保険事業所・行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症の人の子供への心のケア等）加えて、地域包括支援センター等の支援者からの相談に応じ、アドバイスを行い、適切な支援につなげる。

なお、コーディネーターは、三重県認知症コールセンター（以下「コールセンター」という）と連携し、コールセンターへ相談のあった若年性認知症者等への支援を必要に応じて行うとともに、若年性認知症にかかる情報等をコールセンターへ提供するものとする。

また、コーディネーターは三重労働局が設置する「治療と仕事の両立支援のための『三重県地域両立支援推進チーム』」およびチーム会議（年1回程度）に参加し、若年性認知症者の治療と仕事の両立支援についての協議・提案を行うこととする。

- (2) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ア 目的

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築する。

イ 内容

下記の議題を主な内容とし、若年性認知症自立支援ネットワーク会議を年2回開催するものとする。

- ・若年性認知症の発症初期から高齢期までの切れ目のない支援体制づくりについての検討
- ・就労中の若年性認知症者の支援に対する検討

- ・若年性認知症者への支援に関わる人や機関が情報を共有する仕組みづくりについての検討

ウ 会議の構成

コーディネーターは、委託者と協議のうえ、認知症施策、介護及び障がい者施策等の関係者、認知症疾患医療センター等の医療機関、経済団体及び認知症の人や家族等の意見を代表する者等を構成員として10名程度の委員を選定する。

(3) 研修会・説明会等の開催

(a) 介護従事者向け若年性認知症研修

若年性認知症の人の受け入れがある・受け入れを希望する介護事業所等の従事者を対象として、若年性認知症に関する基礎知識および若年性認知症の人にとって使いやすい介護サービスの提供のための資質向上を図る。

- ア 会場：県内の交通至便地を設定すること
- イ 規模：30名程度
- ウ 開催数：年1回
- エ 対象者：介護従事者

(b) 企業担当者向け若年性認知症説明会

企業関係者を対象として、訪問による説明会を実施し、若年性認知症に関する基礎知識及び若年性認知症支援コーディネーター等の相談・支援制度の理解促進を図る。なお、説明会の実施に当たっては受講者の利便性を考慮し、企業・団体等の既存の研修会等の機会を利用することも可能とする。

- ア 会場：県内企業または企業関係機関・団体
- イ 規模：30名程度
- ウ 開催数：年2回
- エ 対象者：企業関係者

(4) 意見交換会の開催

若年性認知症の人やその家族の支援ニーズの把握及び支援方策の共有を図るため、医療機関及び管内市町等と連携して、若年性認知症の人とその家族が参加する意見交換会を開催する。

- ア 会場：県内の交通至便地を設定すること
- イ 規模：50名程度（支援者を含む）
- ウ 開催数：年1回
- エ 対象者：若年性認知症の人とその家族、専門職等の支援者

(5) その他、本事業の目的を達成するために効果的と考えるものについては、積極的に提案を行うこと。

4. 委託業務にかかる留意事項

- (1) 本仕様書にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が甲に帰属する旨の表示をするものとする。
- (2) 研修会、説明会、意見交換会の実施にかかる参加者負担（資料代、飲食代等）は無料とすること。

5. 納品成果物について

(1) 納期等

成果品	納 期
事業終了後の評価・検証等報告書	2020年3月31日(火)
コーディネーターの支援内容等報告書 (コールセンターとの連携状況を含む。)	2020年3月31日(火)
若年性認知症自立支援ネットワーク会議の実施報告書	2020年3月31日(火)
研修会、意見交換会等の実施報告書	2020年3月31日(火)

(2) 体裁等

ア 様式は、A4版・両面・左綴じとすること。

ただし、見やすさ等に配慮して、A3版を使用する場合は、A4版の大きさに折り込んだうえで綴じること。

イ 成果品については、三重県承認のうえ、上記の納品期日ごとに紙媒体で正副各1部、電子媒体1部（原則、Microsoft社Office形式とし、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。納品媒体は、CD-Rとする。）

6. その他

(1) 本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

なお、個人情報を第三者へ開示、漏えいなど三重県個人情報保護条例に違反した場合、同条例第68条、第69条及び第72条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

(2) 委託者職員からの委託業務に関する各種問い合わせに対応すること。

(3) 委託業務内容に関する不明な事項については、全て委託者と協議すること。

(4) 採択された企画提案の所有権は、委託者に帰属する。

(5) 企画提案に要する経費については、企画提案コンペ参加者の負担とする。

(6) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア. 断固として不当介入を拒否すること。

イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ. 委託者に報告すること。

エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(7) 受託者が(6)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。